

広陵町立広陵西幼稚園跡地活用に係る 公募型プロポーザル実施要領

令和7年5月

広陵町企画総務部総合政策課

目 次

1	広陵町立広陵西幼稚園跡地活用に係る 公募型プロポーザルの趣旨	P 1
2	広陵町立広陵西幼稚園跡地活用に係る 公募型プロポーザルの公募目的	P 1
3	プロポーザルの概要	P 2
4	応募者資格	P 5
5	土地の貸付条件	P 6
6	プロポーザルの手続	P 7
7	応募図書	P 8
8	土地活用計画概要書の内容	P 9
9	審査の方法	P 9
10	契約	P 10
11	物件の引渡し等	P 11
12	契約の解除	P 11
13	その他	P 11
	審査基準	P 12

位置図 別 添

参考資料

(地番図、道路台帳図、上水台帳図、下水台帳図) 別 添

※既存建築図面等に関しては容量が大きい為、別途希望される事業候補者に配布します。

1 広陵町立広陵西幼稚園跡地活用に係る公募型プロポーザルの趣旨

本件の対象となる広陵町大字三吉元赤部方25番1地内は、「広陵町立広陵西幼稚園」
として、令和5年3月末まで使用していた跡地で、現在、建物等は現状有姿のまま存置
している状況です。

当該地は、市街化区域「第一種住居地域」で未利用地となっておりますが、当町としま
しては、「こどもの居場所」及び「地域住民のコミュニティ創出の場」として活用した
いと考えています。施設の整備に当たっては、行政主導施設以外の余剰地の活用も念頭
に、民間事業者との協働による利活用の可能性を最大限に引き出すために、令和5年1
1月に「サウンディング型市場調査」を実施しました。その結果、参加事業者から公共
施設を整備した上で、事業用地として活用できる旨の提案等があったことを踏まえ、当
該地を活用するに当たり、民間事業者の自由な発想に期待し、周辺地域の活性化及び行
政課題解決に寄与する魅力的な提案を求めるため、公募型プロポーザルによる跡地活用
を実施するものです。

なお、本プロポーザルについては、土地の長期貸付を前提として、民間事業者におい
て既存建物の除却及び新施設の建設等を行っていただく予定です。また、今回のプロポ
ーザルはパートナー事業者（以下「事業候補者」という。）を決定した後に、「こども
の居場所」及び「地域住民のコミュニティ創出の場」等の、当町が求める性能等につ
いて詳細協議を行った上で、官民双方の施設の整備を行う予定です。

2 広陵町立広陵西幼稚園跡地活用に係る公募型プロポーザルの公募目的

(1) 目的

本プロポーザルは、第5次広陵町総合計画に基づき、「行政サービスを実施するに当た
り、民間活力を活用することで、高い行政サービスを提供することができる場合は、積極
的に民間活力を導入すること」としていることから、今回、広陵町立広陵西幼稚園跡地（
以下「西幼稚園跡地」という。）の活用にあたっては、事業の具体的な内容等について当
町と優先的に協議することができる、事業候補者の選定を目的としています。公募提案等
関係書類の内容については、事業の実施内容として決定されるものではない旨をご理解の
上、提案してください。ただし、当町と事業候補者の協議にあたっては、当町の意向も踏
まえつつ、事業候補者の提案を尊重し、この実現をめざすものとします。

プロポーザルによる選定の後、当町と事業候補者は、パートナー協定を締結し、事業の
詳細について協議し、双方合意の上、事業契約を締結し、実施するものとします。なお、
貸付期間については、30年以上50年未満を想定しており、事業候補者の提案によるも
のとします。

<参考>

民間活力の活用によって高い費用対効果が見込まれる行政サービスを継続的に検証し、民間に委ねることが妥当なものについては積極的に民間活力を導入します。

(広陵町「第5次広陵町総合計画P.148」抜粋)

(2) 民間活力活用のねらい

民間活力の活用については、民間事業者のノウハウ等を活かした以下のような提案を期待しています。

- ア 周辺地域住民との新たな関わりの創出や、地域経済波及効果のある提案
- イ 状況変化への柔軟な対応や、長期的な魅力の持続等に貢献できる方法の提案
- ウ 民間の利益を確保しつつ、持続可能な跡地活用に係る提案事業の運営を図るとともに、公有地として地域住民の憩いの場等の福祉サービスの提供を行い、地域へ還元するスキームの提案
- エ 当町の人材や地域資源を活かし、広い波及効果を生む提案

3 プロポーザルの概要

(1) 名称

広陵町立広陵西幼稚園跡地活用に係る公募型プロポーザル

(2) 土地貸付の概要

広陵町大字三吉元赤部方25番1を対象地とし、一括での跡地活用を予定しています。

ア 所在地番、地目及び面積

所在	地番	地目	面積(m ²)	備考
北葛城郡広陵町				
大字三吉元赤部方	25番1	学校用地	3,260	登記面積 (登記調整：平成 11年6月23日)
総面積計			3,260	

イ 用途地域

(ア) 市街化区域：第一種住居地域 (イ) 建ぺい率60% (ウ) 容積率200%

(エ) 高度：15m高度地区 (オ) 防火指定：基準法第22条

(カ) 壁面後退：民法0.5m (キ) 風致地区：無し (ク) 景観法：一般

土地活用条件は、本実施要領6ページ「5 土地の貸付条件」及び11ページ「13 その他」に記載しています。

(3) 仕様規定

当該地については、当町が求める機能として、①こどもの居場所づくり事業は、町が運営・管理する施設、②コミュニティスペースは、事業候補者が運営・管理する施設を必ず設置してください。当町が求める機能については、事業候補者が考える計画と併せて土地利用計画図（様式6）にて提案してください。なお、貸付土地及び借受建物の使用料の算定については、原則、広陵町行政財産使用料条例（令和3年12月広陵町条例第15号）及び広陵町財産規則（昭和39年4月広陵町規則第11号）（以下「財産条例等」という。）に準用することとしますが、詳細については事業候補者との協議により決定します。

土地利用計画仕様等	仕様の規定	留意点
①こどもの居場所づくり事業（教育学習機能）	<p>こどもの居場所づくり事業として、不登校児童や、放課後の居場所づくりを目的として当町が運営する施設とします。</p> <p>規格等：最低延べ床面積は9m×9mで81㎡以上（一般的な教室規格）とし、この中で、事務室、居室及びトイレ2箇所（ジェンダーレストイレ1箇所以上）を設けてください。</p> <p>施設等の維持管理については、事業候補者にて実施していただく予定としておりますが、詳細については、事業候補者との協議により決定します。</p>	<p>1階での整備とし、必ず道路面に接した玄関を設けてください。</p> <p>自転車駐輪場も整備してください。</p> <p>事業候補者から当該事業で活用するための建物のみを当町が借用することとします。</p>
②コミュニティスペース（地域交流機能）	<p>地域住民が集える施設として、最低延べ床面積100㎡以上で、フレキシブルに座席等が配置できる設えとしてください。</p> <p>運営及び施設等の維持管理については、事業候補者にて実施していただく予定としておりますが、詳細については事業候補者との協議により決定します。</p>	<p>1階での整備とし、必ず①こどもの居場所づくり事業とは分離した配置としてください。また、道路面に駐車場2台分を確保してください。</p>

(4) 提案の内容及び留意点

- ア 上記(3)仕様規定以外の余剰地の活用については、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく第一種住居地域で立地可能な用途で、事業候補者(プロポーザルにより土地の活用先等として特定された共同企業体又は企業グループを含む。以下同じ。)自身の企業活動の敷地又は事業用地(以下「指定用途」という。)を前提とした、実現性のある具体的な提案を求めます。
- イ 提案に当たっては、以下の点に留意し、適切な事業内容の提案を求めます。
- (7) 定期借地利用を前提に、敷地全体の活用方法について提案してください。
 - (i) 事業候補者は、提案した事業内容に基づき自己資金等で事業を実施してください。
 - (ii) 事業候補者は、提案した事業について定期借地に関する契約締結後、3年以内に指定用途に供し、事業候補者の提案期間は使用するよう努めてください。ただし、特段の事情があり、町の承認を得た場合はこの限りではありません。
 - (e) 当該地の土壌汚染や埋蔵物、建物のアスベスト等の調査・対策は事業候補者の責任と負担のもとで実施してください。
 - (o) 当該地内の建物については、原則解体することとしてください。既存建物を活用又は増築する場合は、事前に当町に申出を行い了承を得てください。なお、建築物の解体及び増築等に係る関係法令を遵守の上、実施してください。ただし、その際に発生する工事費及び関係法令手続等並びに事業許認可、建築確認等必要な手続は全て事業候補者の負担とします。
 - (k) 当該地の維持管理等に関する苦情等は、事業候補者にて適正に管理及び対応を実施してください。

(5) 施設見学参加申込み

施設見学を希望する事業候補者については、以下ア、イを確認いただき、施設見学参加申込書(様式1)に必要事項を記入の上、持参又はメールにて提出をお願いします。

ア 施設見学実施期間

令和7年6月4日(水)から令和7年6月20日(金)まで

※見学時間は土・日を除く、9時30分から16時00分までの間とします。

※希望日が複数ある場合は、複数日記入してください。

イ 施設見学参加申込書提出場所

広陵町企画総務部総合政策課(広陵町役場 2階)

FAX 0745-55-1009

電子メール sogoseisaku@town.nara-koryo.lg.jp

※電子メールにて申し込まれる際は、件名を「広陵町立広陵西幼稚園跡地活用に係る見学」とし、電話にて受信確認をしてください。

4 応募者資格

(1) 応募者資格

令和7年5月末日時点において、既に日本国内において事業所等を運営し、業務を行っている法人で、当該地で立地の見込みがある事業内容であること。また、以下の事由に該当する者は、応募できません。

ア 契約を締結する能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 広陵町（以下「町」という。）における不動産の定期借地に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年を経過しない者

(ア) 競争入札又はせり売りにおいて、その執行を妨げた者又は公正価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(イ) 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

(ウ) 正当な理由無く契約を履行しなかった者

(エ) (ア)から(ウ)までのいずれかに該当する事由があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく町の入札参加資格措置基準による資格制限を受けた者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生法手続開始の申し立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含みます。）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（ただし、更正計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合はこの限りではありません。）。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までのいずれかに該当する者のほか、(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者

(ア) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(イ) 役員等が暴力団員であると認められる法人その他の団体又は個人

※役員とは、「個人にあつては役員（非常勤であるものを含む。）及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者」をいいます。

(ウ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる法人その他の団体又は個人

(エ) 役員等がその属する法人その他の団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認

められる法人その他団体又は個人

(イ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる法人その他の団体又は個人

(ロ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人その他の団体又は個人

(ハ) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用していると認められる法人その他の団体又は個人

(ニ) 前記(イ)から(ハ)までに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人その他の法人又は個人

キ 国税又は地方税を滞納している者

ク 提出書類に虚偽の記載をした者

ケ 公共の安全及び公共を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者

5 土地の貸付条件

(1) 最低貸付価格

広陵町大字三吉元赤部方25番1

年 額 **3, 3 3 8, 2 4 0 円**

借受申出価格調書(様式10)に記入する価格は、最低貸付価格以上とします。

なお、貸付土地及び借受建物の使用料の算定については、社会情勢の変動及び財産条例等の改正があった場合は事業候補者との協議により適時見直すこととします。

(2) 貸付期間

貸付期間については、30年以上50年未満の間で応募者にて提案してください。

(3) 土地利用の用途制限等

建築基準法に基づく第一種住居地域で立地可能な用途で、指定用途として供するの必要があります。また、以下に該当する土地利用は認めません。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する用途

イ 葬祭場等に類する多数の人が集まる施設、墓地・霊園、宗教施設など、その他近隣・周辺環境と調整が困難と想定される事業の用途

ウ 本実施要領5ページ「4 応募者資格及び要件」における「(1) 応募者資格」の「カ」に該当する者がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者が使用する用途

オ アからエまでに掲げるもののほか、公序良俗に違反する用途又は公共の福祉に反す

る用途

(3) 事業者の責務

ア 定期借地権契約後、3年以内に指定用途に供し、事業候補者の提案期間は活用してください。ただし、特段の事情があり、町の承認を得た場合はこの限りではありません。

イ 建物配置や、事業計画については、騒音・大気・水質・振動など周辺環境に配慮するとともに、建物及び看板等についても、周辺環境に調和した彩色・意匠にする必要があります。また、その他苦情等に対しては事業候補者の責任において誠意を持って対応し、必要に応じて工事等に関する説明会を開催するなど、地域住民の理解を得てください。

ウ 当該地は現状有姿での貸付となりますので、既存建築物、フェンス、側溝及び塀等が設置されています。事業候補者において撤去又は修繕等を行い、必要であれば、新たに境界フェンス等を設置してください。また、当該敷地南東部にカーブミラーを設置しています。カーブミラーは存置又は更新対応とし、移設する場合は当町「安全安心課」と協議の上、実施してください。なお、以上の事柄に関して発生する工事費及び関係法令手続等並びに事業許認可、建築確認等必要な手続は全て事業候補者の負担とします。

エ 事業候補者の責めに帰する事由により、第三者又は施設等に損害を与えた場合は、事業候補者にて損害を賠償してください。

オ その他活用に必要な経費等は全て事業候補者の負担とします。

6 プロポーザルの手続

(1) 公募スケジュール

ア 募集要領の公告・配布期間

令和7年5月29日（木）から7月18日（金）まで

イ 質疑受付 令和7年6月23日（月）

ウ 回答 令和7年6月27日（金）

エ 応募申込書の提出

令和7年7月1日（火）から7月18日（金）まで

オ プレゼンテーション 令和7年7月29日（火）

カ 事業候補者の決定 令和7年8月上旬 予定

キ 事業者協定 令和7年8月下旬 予定

ク 本契約の締結 令和7年10月上旬 予定

※この定期借地契約締結日については第三者機関の事情により、やむを得ず遅延するときは協議の上、これを定めます。

(2) 募集要領の公表・配布期間

本実施要領及び各様式については、広陵町公式ホームページからダウンロードしてください。
広陵町公式ホームページリンク先 (<https://www.town.koryo.nara.jp/0000007370.html>)
配布期間については令和7年5月29日(木)から令和7年7月18日(金)まで

(3) 公募内容に関する質疑・回答

ア 受付期間

令和7年6月23日(月) 午前9時から午後5時まで

イ 質疑の方法

(7) 質疑がある場合は、質疑書(任意様式)により受け付けします。

質疑内容等を記入し、受付期間内に広陵町企画総務部総合政策課まで電子メール
又はファクシミリにより送信し、件名を「広陵町立広陵西幼稚園跡地活用に係る質
疑」とし、電話にて受信確認をしてください。

(イ) 提出場所

広陵町企画総務部総合政策課(広陵町役場 2階)

FAX 0745-55-1009

電子メール sogoseisaku@town.nara-koryo.lg.jp

ウ 質疑に対する回答

回答は、令和7年6月27日(金)を目処に、広陵町公式ホームページにおいて公
表します(質問者名等は非公表)。

(4) 応募申込書の受付

ア 受付期間 令和7年7月1日(火)から7月18日(金)まで

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで

ウ 受付場所 広陵町企画総務部総合政策課(広陵町役場 2階)

エ 提出書類 部数をそろえて、必ず持参により提出してください。提出する書類の
内容は、本実施要領8ページ「7 応募図書」を参照してください。

(5) 事業候補者の決定・協定

プレゼンテーション及びヒアリングは、令和7年7月29日(火)に実施し、プレゼ
ンテーションの結果を踏まえて、同年8月上旬に事業候補者の決定を行います。その後、
事業者候補者との協定等については、同月下旬を予定しています。

7 応募図書

応募の際には、別紙「広陵町立広陵西幼稚園跡地活用に係る公募型プロポーザル実施要領
様式集」(以下「様式集」という。)を確認の上、指定様式により提出してください。

8 土地活用計画概要書の内容

別紙様式集を確認の上、指定様式により提出してください。

9 審査の方法

(1) 審査委員会の設置

本事業の事業候補者及び次位事業候補者を選定するに当たり、審査は「広陵町立広陵西幼稚園跡地活用に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において実施します。

(2) 審査委員会の審査について

審査委員会で実施する審査は、本実施要領等で提示した要件の確認と、事業提案等の内容を評価することを目的とした審査であり、提案された土地利用計画に関して、各種法令等に基づく許認可等の可否について審査を行うものではありません。従って、本審査の結果は、許認可等を保証するものではありません。

(3) 審査のポイント

提出された土地活用計画は、以下の観点により評価します。

- ア 施設整備（町が求める仕様の建物整備）
- イ 周辺地域への貢献度（地域の魅力・価値の向上、地域経済波及効果等）
- ウ 実現度（定期借地契約後、3年以内を実現可能なもの、事業の実現性及び継続性）

(4) 応募者の失格要件

以下の事項に該当していることが判明した場合、当該応募者は失格となりますのでご留意ください。

- ア 提出期限を過ぎて提出した場合
- イ 本実施要領に定める事項に違反した場合
- ウ 応募書類に不備、又は明らかな虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- オ その他、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(5) 審査項目

審査委員会は、応募書類を基にプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、次の審査項目に基づいて総合的に評価します。

- ア 参加資格
応募者が本実施要領に規定する資格要件を満たしていること。
- イ 基本的な事項
提案書類が本実施要領に規定する応募書類の要件、関係法令及び条例・要綱等に合致していること。
- ウ 審査基準
審査基準(本実施要領12ページ)のとおり。

(6) 事業候補者の選定及び事業者の内定

- ア 審査委員会において、事業候補者及び次点事業候補者を選定します。
- イ 審査結果は、全ての応募者（共同応募者の場合は、代表者にのみ）に対して文書により通知します。
- ウ 町は事業候補者と提案内容や契約内容について確認等を行い、協定及び契約を締結する相手として適正であると判断した場合に、決定を通知し、当該対象物件の事業候補者として内定します。
- エ 応募者が一者の場合であっても、本プロポーザルは成立するものとしますが、選定については、審査委員会で決定するものとします。ただし、最低基準点（35点以上）に満たなかった場合は選定しません。

(7) 審査結果の公表

参加事業者数、事業候補者名及び次点事業候補者名並びに各点数については、広陵町公式ホームページで公表します。

10 契 約

(1) 協定の締結

事業候補者決定後、事業内容、定期借地権等の具体的内容、費用負担等に関して協議を行い、協議の結果に基づき基本協定を締結します。なお、事業候補者との協議が整わない場合、又は事業候補者が契約締結までに応募者資格を満たさなくなった場合、町は事業候補者との交渉を打ち切り、次点事業候補者と交渉できるものとします。

(2) 本契約の締結

- ア 既存建築物の解体又は増築等を行う際は、建築確認申請等の通知書が交付された後、契約することとします。
- イ 契約は、必ず事業候補者名義で行ってください。
- ウ 賃貸借契約書に貼付する収入印紙の費用、登記手数料、その他契約に要する一切の費用は事業候補者の負担とします。
- エ 貸付金は本契約締結後、町が指定する期日までに、町が定める納付金額及び納付書により、指定日までに一括して納付してください。ただし、契約保証金を貸付金の一部に充当する場合は、貸付金と契約保証金との差額を一括して納付してください。なお、納付に要する費用は事業候補者の負担とします。
- オ 建物を新たに設置する場合は、「建築確認済証」の写しを提出してください。

(3) 契約保証金

- ア 本契約の締結時に、契約保証金（以下「保証金」という）として、貸付料の3か月に相当する額を納付してください。
- イ 本契約の終了時、本契約に関して生じた債務で未払いのものがあるときは保証金の額からその未払債務額及び損害賠償の額を差し引いた額を、未払いがないと

- きは保証金の額を還付します。なお、保証金には利息を付しません。
- ウ 契約保証金は、保証小切手又は振込（町が発行する納付書）とします。
- エ 契約保証金は、貸付代金支払の際、貸付代金の一部に充当することができます。
- オ 貸付物件の引渡しまでに、事業候補者が貸借契約に定める義務を履行しないことにより契約を解除された場合、契約保証金は返還しません。

11 物件の引渡し等

事業候補者は町と協議の上、移行日を決定するものとします。

12 契約の解除

本契約の締結後においても、次の項目に該当する場合は契約を解除することがあります。

- (1) 資格を偽る等不正な行為により貸付物件を借り受けたとき。
- (2) 土地活用計画書とは異なる用途で貸付物件を利用し、又はその恐れがあると町が認めるとき。
- (3) その他、契約を継続し難い重大な背信行為があったと町が認めるとき。

13 その他

- (1) 貸付物件の引渡しの日までにおいて、天災地変その他事業候補者及び町のいずれの責めにも帰すべからざる理由により、貸付物件が毀損し、契約履行が不可能になったときは、事業候補者及び町いずれからも契約解除できるものとします。ただし、毀損内容が修復可能な場合は、町の負担で現状に復します。
- (2) 貸付物件については、現状有姿で引渡しとなりますが、建築に際して、既存工作物の撤去、不陸整正及び地盤改良等が必要と判断される場合においては、事業候補者の負担において施工してください。
- (3) 貸付期間終了に伴う貸付物件の返却については、原則更地引き渡しとします。
- (4) 事業候補者が、貸付契約に定める義務を履行しないために、町に損害を与えたときは、その損害を賠償する必要があります。
- (5) 既存建築図面等に関しては容量が大きい為、別途希望される事業候補者につきましては、広陵町企画総務部総合政策課（広陵町役場 2階）までご連絡ください。
- (6) その他、関係法令上の制限を遵守してください。

審 査 基 準

審査項目		審査内容	配 点
施設整備	建物整備	<p>○町が運営する施設として、町が求める機能を満たした実現性のある施設の提案になっているか。</p> <p>○維持管理や利用者の利便性等、町が求める仕様に加えた魅力的な提案があるか。</p>	10点
周辺地域への貢献度	地域の魅力 価値の向上	<p>○状況変化への柔軟な対応や、長期的な魅力の持続等に貢献できる方法の提案になっているか。</p> <p>○民間の利益を確保しつつ、持続可能な跡地活用に係る提案事業の運営を図るとともに、公有地として地域住民の憩いの場等の福祉サービスの提供を行い、地域へ還元するスキームの提案になっているか。</p>	25点
	地域経済波及効果	<p>○町の人材や地域資源を活かし、広い波及効果を生む提案になっているか。</p> <p>○周辺地域住民との新たな関わりの創出や、地域経済波及効果のある提案になっているか。</p>	25点
実現度	事業の実現性及び継続性	<p>○3年以内に実現可能な提案であるか。</p> <p>○安定した運営が見込まれる提案であるか。</p> <p>○資金計画等は健全で、確実性及び安定性のある計画となっているか。</p> <p>○施設整備及び開設後の資金計画は適切な内容か。</p> <p>法人の状況</p> <p>○監査で重大な指摘を受けていないか。</p> <p>○自己評価や外部評価に積極的に取り組んでいるかどうか。</p> <p>○長期貸付が可能な安定した収益が得られる計画となっているか。</p>	25点

事前提案点	令和5年11月に実施した、「サウンディング型市場調査」に参加し、事前提案をいただいた事業者については、加点对象とします。	5点
貸付価格	$\frac{(\text{最高借受価格}) - (\text{提案借受価格})}{(\text{最高借受価格}) - (\text{最低借受価格})} \times 10 \text{ 点} = \text{得点}$ ※小数点以下は四捨五入します。	10点
※各項目評価点合計が35点未満の場合は失格となりますので、ご注意ください。 ※点数については、審査委員の内容点の平均点と、価格点及び事前提案点の合計点を足して一番合計点が高い方を事業候補者として決定します。		